“歳末たすけあい運動”

令和3年度

「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」

「雪こぞう」さとうゆきお　Artbility　※この作品は障害者アーティストによる作品です

つながり　ささえあう　みんなの地域づくり

お寄せいただいた募金はこの地域の福祉活動に使われます。
詳細は赤い羽根データベース「はねっと」でご覧いただけます。

https://www.tokyo-akaihane.or.jp

歳末たすけあい運動とは

毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。この運動は、戦後の混乱期に、市民のたすけあいの精神により、生活に困窮する人々に対する物資の持ち寄り運動として始まりました。その後、時代や福祉課題の変化に応じながら、地域での安心・安全な暮らしを支えるための貴重な募金として、様々な取り組みに活用されています。

孤立した高齢者を狙う悪徳商法や、子どもの安全を脅かす様々な事件。多発する地震などの自然災害。現在、地域の中には、公的なサービスや制度だけでは解決されない問題が山積しています。大都市東京においても、改めて「地域のつながり」を再生させ、身近な地域で支えあう「地域の福祉力」を高めていくことが求められています。歳末たすけあい運動にお寄せいただいた募金は、そのような地域に根差した福祉活動を進めるために、有効に使わせていただきます。

募金の使いみち

●みなさんからお寄せいただいた募金は、この地域の「地域福祉活動費」や「見舞金」として配分されます。
「地域福祉活動費」は、地域の生活課題に応じて、下記枠内のような取組みに配分されます。
「見舞金」は、寝たきり高齢者や認知症高齢者を自宅で介護される世帯や、支援を必要とする世帯などへ配分されます。

■地域の縁側として誰もが気軽に集まれる「ふれあい・いきいきサロン」
■小学生の登下校時やひとり暮らし高齢者への「見守り・声かけ活動」
■町会・自治会単位など、小地域でのささえあい活動
■地域に根ざしたボランティア団体や福祉団体の行事や活動への助成
■災害ボランティア養成講座など、地域住民を対象とした講座や研修会の開催
■生活上の困りごとを支えるきめ細かな在宅福祉サービスの展開 など

●令和２年度の東京都全体の配分実績総額は3億5,564万円で、内訳は「地域福祉活動費」が2億9,813万円、「見舞金」が5,751万円でした。
区市町村ごとの募金の使いみちは、赤い羽根データベース「はねっと」（https://www.tokyo-akaihane.or.jp）で検索いただけます。

地域福祉活動費を活用した都内の取組み事例

●地域活動応援！講座

（中野区社会福祉協議会）

「生活困窮者」や「ひきこもり」などの福祉課題、高齢者や子育て支援、ボランティアコーディネーター等のテーマを学び、新しい生活様式が求められるコロナ禍での地域活動を考え、参加のきっかけとなる講座を実施しました。会場での講座受講の他、新たにオンライン講座も試み、オンライン講座受講初心者のためのZoomオリエンテーションも実施し、幅広い層の方の参加に繋がりました。

●市民とともに考える地域防災活動

（日野市社会福祉協議会）

地域のみんなで防災について考える「日野市民でつくる防災減災シンポジウム」は、Zoom等を活用したオンラインと対面のハイブリッド式で実施しました。
企画は、これまでの実行委員にアンケート調査を行い、①避難所における感染予防対策②水害時の助け合い実践③3.11の教訓から学ぶ判断力、をテーマに講演を行いました。
災害時対応は感染対策とともに今なお地域の関心は高く、コロナ禍でも様々な活動が中止となるなか、オンライン型でも開催できたことに、住民から多くの反響の声をいただくことができました。

募金が配分されるまで

配分計画・募金目標額の決定（５月）

あらかじめ配分計画を立て、その計画の実施に必要な募金目標額を定めます。

募金活動の実施（12月１日～ 31日）

協力者による各家庭への訪問や、自治会・町会等を通じた募金用封筒の回覧などが行われます。社会福祉協議会の窓口でも募金を受け付けています。

募金の配分

「見舞金」は募金年度内の12月～１月に配分されます。「地域福祉活動費」は翌年度の４月に配分され、１年間の取組みに活用されます。

歳末たすけあい運動に対する寄附金の税制上の優遇措置

共同募金運動の一環である「歳末たすけあい運動」への寄附には、税制上の優遇措置があります。
税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、地域の社会福祉協議会にご連絡ください。

税制上の優遇措置の内容

※詳しくは東京都共同募金会までお問合せください。

〔個人の場合〕

所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象になります。

○所得税に係わる寄附金控除額（下記①、②のいずれか）

①所得控除 寄附金額（年間所得の40%を限度とする額）－2千円
②税額控除 （寄附金額－2千円）x40%=所得税額からの控除額（所得税額の25%が限度）

※「所得控除」とは、寄附者のその年分（1月～12月）の課税対象となる所得から、該当される額が控除されることをいい、「税額控除」とは、納付すべき税の額から該当する金額が控除されることをいいます。

○住民税に係わる寄附金税額控除額

[寄附金額（年間所得の30%を限度とする額）－2千円]×10%

〔法人の場合〕

株式会社などの法人の寄附は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができます。

社会福祉法人　東京都社会福祉協議会
〒162-8953　新宿区神楽河岸1-1
TEL　03-3268-7186

社会福祉法人　東京都共同募金会
〒169-0072　新宿区大久保3-10-1　東京都大久保分庁舎201
TEL　03-5292-3181